

新型コロナウイルス感染症緊急対策

宮崎県は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増している状況を総合的に判断し、令和3年1月7日（木）、県全域に県独自の「緊急事態宣言」を発令。県全域の飲食店等（宅配・テイクアウト専門店を除く）に対し、営業時間短縮の要請が発出されました。本市では、この要請に協力いただいた事業者に対し、県と連携して営業時間短縮要請協力金を支給します。なお、申請は当初期間分と延長期間分の2回必要です。

営業時間短縮要請に伴う協力金 新規

- **対象** 食品衛生法の許可を受け、ガイドラインを遵守している①酒類提供飲食店等および②その他飲食店等（①を除く）の飲食店等（宅配・テイクアウト専門店を除く）
- **要請内容** 20時以降に営業を行っている店舗は、20時から翌日5時までの営業を行わないこと
19時以降に酒類を提供している店舗は、酒類の提供を19時までとすること
- **要請期間** [当初期間] ①1月9日(土)～22日(金)まで（14日間） ②1月11日(月)～22日(金)まで（12日間）
[延長期間] ①②ともに1月23日(土)～2月7日(日)（16日間）
- **協力金額** [当初期間] ①56万円 ②48万円 [延長期間] ①②ともに64万円
※要請期間を通して営業時間短縮を行った店舗単位で支給
- **申請方法** 郵送による申請のみで、当初期間分に対する申請は2月26日(金)までに
都城市中小事業者支援センター（〒885-8555 姫城町6-21 市役所商工政策課）
※延長期間分の申請など詳しくは、市ホームページなどでお知らせします。



申問 都城市中小事業者支援センター ☎ 23-8074

広報紙など各種文書を配布するときのお願いです！

新型コロナウイルス感染防止のため、次の取り組みの徹底をお願いします。



まずは手洗い



マスクを着用して仕分け



密にならない



数えるときや仕分けのときに指をなめない！



広報紙以外は広報紙に挟み込み、丸めない



ポストへ投函。直接手渡さない！

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎ 23-7146